

# 延岡市立一ヶ岡小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められております。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「延岡市立一ヶ岡小学校いじめ防止基本方針」を定めるものであります。

## 2 いじめの防止のための対策の基本的な方向に関する事項

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

- 「いじめ」の行為に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。  
しかしながら、いじめられていても本人がそれを否定する場合があります。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして、確認する必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となります。
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

### (2) いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にでも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。